

医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン

2025年3月

町田市

はじめに

重い障がいや医療的ケアが必要な子どもやその家庭には、子どもの状況に応じた適切な支援が必要です。また、他に介護が必要な家族がいる家庭や、保護者の疾病など特別なニーズのある家庭には、それぞれの事情や状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

保護者に対するアンケート調査の結果では、重い障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもは、多くの相談機関と関わっています。その一方で、地域の行事や活動などへの参加経験が少なく、社会参加が少ない傾向がうかがえます。

重い障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもやその家族が、地域社会の一員として安心して暮らせるよう、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制を充実させると共に、このような子どもが関わっている機関の連携を強化することが求められています。

これらの背景を踏まえ、町田市は「町田市子ども発達支援計画行動計画」に基づき、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の関係機関が連携して、医療的ケア児等に適切な支援を提供するための体制構築に向けた協議を行う「町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会」（以下「協議会」とする。）を設置し、保育所等で受入れが難しかった医療的ケア児について、より安全に受入れる体制の構築に向けて協議を行っています。

2018年には、協議会からの意見を参考に、適切な保育環境のもとで受入れを行うことを目的とした「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を策定して経管栄養及び喀痰吸引が必要な児童の受入れを開始し、2021年に導尿を追加するなどを経て、主に公立保育所において受入れ実績を重ねてきました。

そして、この度、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行等を踏まえ、保育所等への受入れの一層の充実を図ることを目的に、現行のガイドラインを見直し、改定を行いました。

今回の改定では、受入れを可能とする医療的ケアの内容について、原則として医療的ケアの種類により限定せず、利用の可能性を検討する中で、保育所等の人員配置や施設設備の状況から安全な提供が可能であると判断された医療的ケアとし、年齢については制限を設けないなど、大幅な見直しを行っています。

今後も本ガイドラインに基づき、医療的ケアを必要とする児童が適切な保育環境のもとで安全に通園できるよう進めるとともに、保育の実施状況を検証しつつ、適宜見直しと充実を図っていきます。

2025年3月

目 次

第1	基本的事項	1
1	ガイドライン策定の目的	1
2	受入れの要件	1
3	医療的ケアの内容	1
4	受入れの時期	2
5	医療的ケアの実施園	3
6	利用日・利用時間	3
7	医療的ケアの実施者	3
第2	医療的ケア児の入所までの手続き	4
1	入所までのスケジュール	4
2	入所事前相談	5
3	体験保育に係る通所検討会への意見聴取	5
4	体験保育の実施	5
5	通所検討会への意見聴取	5
6	受入れの適切性に関する連絡	5
7	入所申請	6
8	保育の入所選考	6
9	入所選考結果（内定・保留）の通知	6
10	医療的ケアの実施に関する確認書類の作成	6
11	町田市民病院等への受診と連携	6
12	主治医面談	7
13	入所前健康診断の実施	7
14	入所の決定	7
15	医療的ケアに必要な物品等の提供	7
第3	医療的ケア児の入所後の継続等	8
1	医療的ケアの継続審査	8
2	受入れ後における医療的ケアの内容変更	8
3	長期欠席	8
第4	実施園での受入れ	9
1	医療的ケアを必要とする児童の保育	9
2	医療的ケアの安全実施体制	9
3	緊急時の対応	10
4	職員の研修	10
第5	保護者の了承事項	11
1	医療的ケアについて	11
2	ならし期間	11
3	体調管理及び保育の利用中止等	11
4	緊急時及び災害時の対応等	12
5	退園等	12
6	情報の共有等	12
7	その他	13

第6	切れ目ない支援に向けて.....	14
1	就学先への移行支援.....	14
2	町田市子ども発達センターの役割.....	14
【参考】	入所までに使用する主な様式<a～f>.....	15
【別紙】	医療的ケア児の保育所等受入れ手続きの流れ.....	24

第 1 基本的事項

1 ガイドライン策定の目的

医療的ケアが必要な児童やその家族が、地域社会の一員として安心して暮らせるように関係機関が密接に連携して、一人ひとりの多様なニーズや状況に適した支援を実施することが求められている。

医療的ケアを必要とする児童が保育を必要とする場合に、適切な保育環境のもとで安全に受入れを行うことを目的として、受入れのためのガイドラインを定めるものとする。

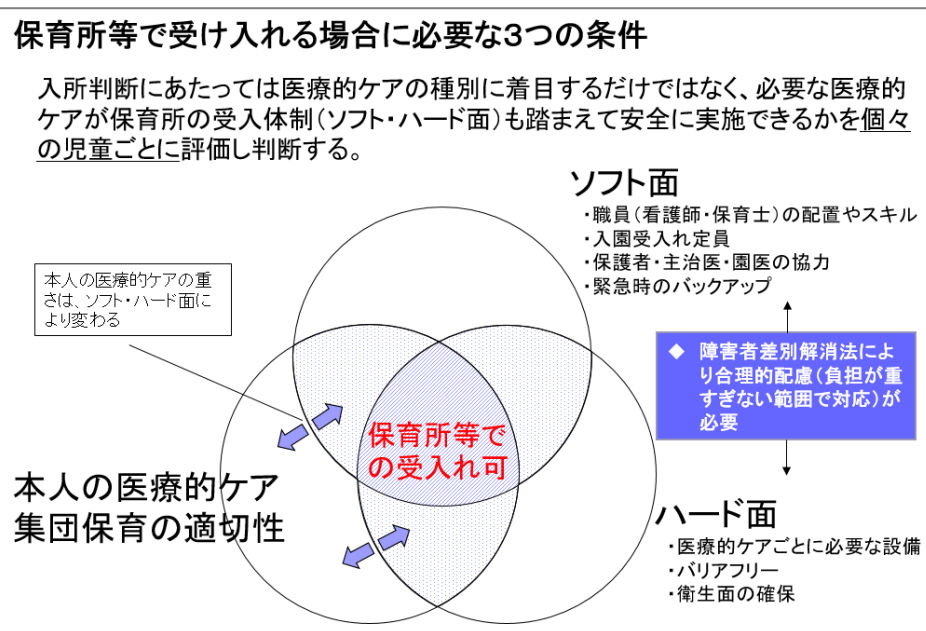
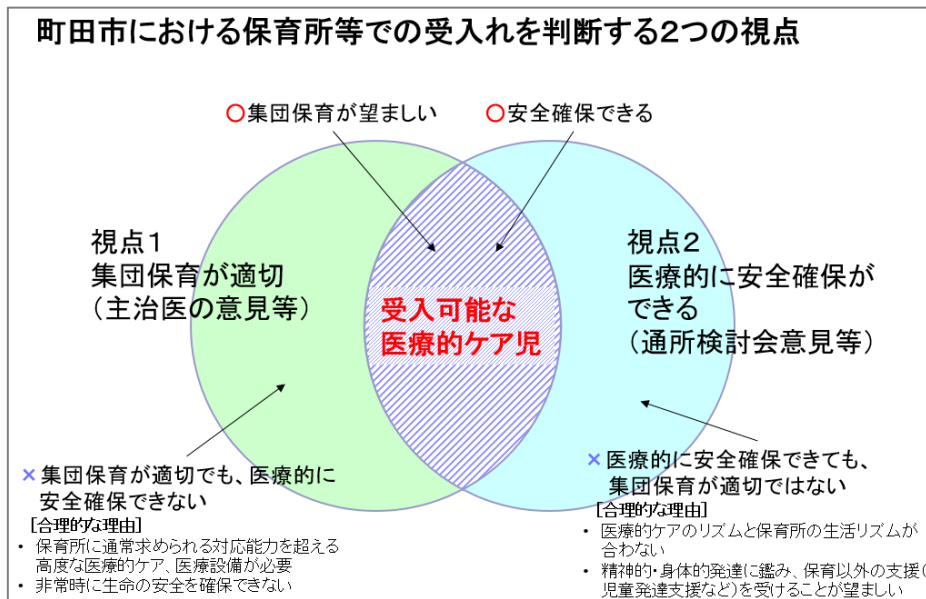
2 受入れの要件

- (1) 保護者による医療的ケアの提供のもと、在宅で安定した生活を概ね1年間送っていること。
- (2) 病状や健康状態が安定していて、個別保育が主とならずに、子ども同士の関わりの中で過ごせること。
- (3) 保護者の同意のもと、保育所等が主治医や医療機関と連携できること。
- (4) 保育所等で行う医療的ケアは、児童の日常生活上必要な医療行為であって、看護師等が当該医療行為を行うことに支障がないと主治医が認め、かつ当該看護師等が主治医から指示を受けた医療行為であること。

3 医療的ケアの内容

保育所等が提供する医療的ケアの内容は、原則として医療的ケアの種類により限定せず、利用の可能性を検討する中で、保育所等の人員配置や施設設備の状況から安全な提供が可能であると判断された医療的ケアとする。ただし、人工呼吸器による呼吸管理等、高度な医療機器を使用する医療的ケアが必要な児童などは対象とならない場合がある。

■ 医療的ケア児の受入れにあたっての町田市の考え方



4 受入れの時期

(1) 受入れの時期は、児童の状態、保育所等の受入れ体制を踏まえ、町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会に設置する通所検討会の意見を参考に、市が判断する。ただし、これらの確認や体制確保等には相応の期間を要するため、4月1日入所を基本とする。

(2) 入所後に医療的ケアが必要となった児童の継続通園については、保育所等の受入れ体制を踏まえ、通所検討会の意見を参考に、市が判断する。

なお、在籍園の事情により継続通園が困難な場合は(1)に準ずる。

5 医療的ケアの実施園

実施園は、町田市内に所在し、医療的ケア児を安全に受け入れることが可能であると市が認める施設とする。

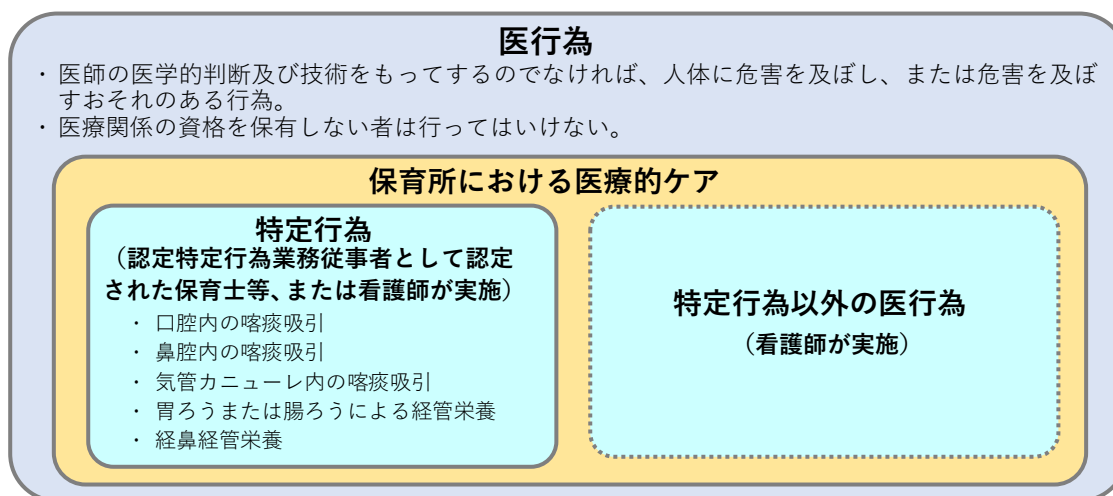
6 利用日・利用時間

保育の利用日・利用時間は、実施園の開所日時の範囲内とし、保護者の就労等の状況、児童の状態、保育所等の受入れ体制を踏まえ、通所検討会の意見を参考に市が判断する。

7 医療的ケアの実施者

- (1) 保育中の医療的ケアは、原則的に看護師が行うものとする。医療的ケアを主に行うための看護師は、在園児の健康管理を行っている看護師とは別に配置する。
- (2) 緊急時等やむをえない場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」に規定される喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として認定された者も特定の医療的ケアを行うことができる。

■ 保育所において保育士等が行うことができる医療的ケアの内容と範囲

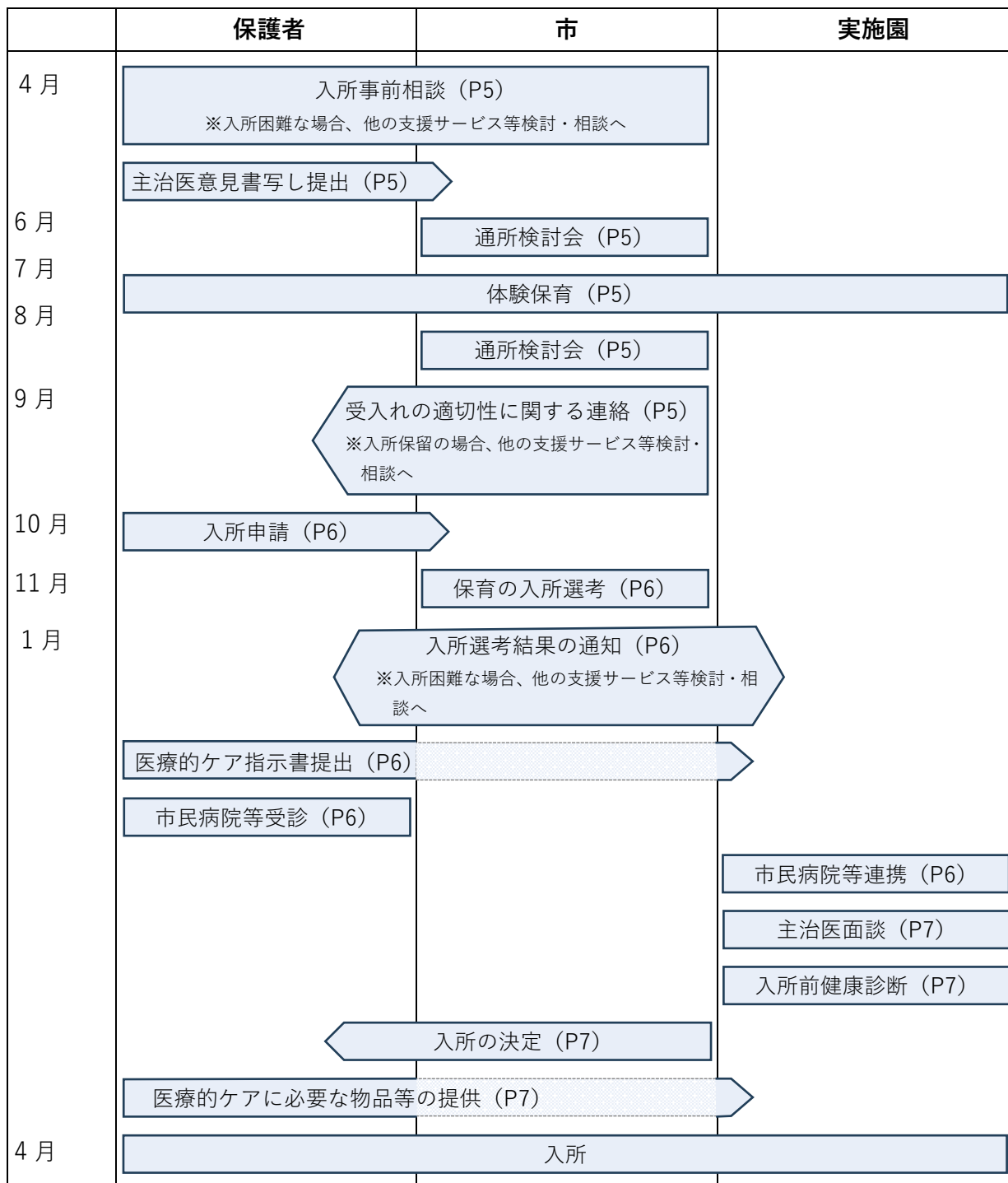


保育所における医療的ケア児への支援に関する研究会「保育所での医療的ケア児受け入れに関するガイドライン」(平成31年3月)より

第2 医療的ケア児の入所までの手続き

1 入所までのスケジュール

※入所までに使用する書式については、15ページ以降を参照



※ 申請年度以前から、子ども発達センターの医療的ケア児コーディネーターは地域生活全般に関する事項について、保育・幼稚園課は保育所の入園手続きに関する事項について、適宜、情報を共有しながら連携して相談援助を実施する

2 入所事前相談

- (1) 市は、本ガイドラインに基づいて、保護者に受入れの手続きや保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行う。
- (2) 市は、保護者から保育が必要な家庭の状況や児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育所以外の施設の利用希望等の聴き取りを行う。
- (3) 保護者は、市から主治医意見書の作成に必要な留意点について説明を受けた後、「主治医意見書（様式 a）」を取得し、写しを市に提出する。

3 体験保育に係る通所検討会への意見聴取

市は、保護者から提出された「主治医意見書」の内容等を通所検討会に報告するとともに、体験保育の要否について、医学的見地から意見を求める。

4 体験保育の実施

- (1) 保護者が希望する園において、通所検討会の医師等、施設長（園長）、保育士、園の看護師、保護者の参加による体験保育を実施する。
- (2) 体験保育における医療的ケアは、保護者が行う。
- (3) 体験保育において児童の健康状態及び発達の状況を観察し、保育、医療の観点から、保育所等において医療的ケアを安全に実施することができるか確認する。
- (4) 保護者から日ごろの児童の様子、生活の状況、医療的ケアの手技について、必要に応じて確認する。

5 通所検討会への意見聴取

- (1) 市は、体験保育における児童の様子や医療的ケアの実施状況について通所検討会に報告するとともに、以下の事項について、医学的見地から意見を求める。
 - (ア) 集団生活の可否
 - (イ) 医療的ケアの実施可否
 - (ウ) その他、保育利用及び医療的ケアの実施に必要な事項
- (2) 市は、必要に応じて、保護者同意の上、主治医、児童が居住する地区の担当保健師及び担当の相談支援専門員等に意見を求め、通所検討会と共有する。

6 受入れの適切性に関する連絡

市は、医療的ケアの実施に関する通所検討会の意見等を踏まえ、保育所受入れの適切性について検討した結果を保護者に連絡する。

7 入所申請

市から連絡を受けた保護者が保育を申請しようとする場合は、保育申請に必要な書類とともに「医療的ケア実施申込書（様式 b）」（主治医意見書（様式 a）を添付）「医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書（様式 c）」を保育所等入所書類一式とともに市に提出する。

8 保育の入所選考

- （1）市は、「町田市子ども・子育て支援法に基づく認定に関する規則」に基づき、保育の必要性について審査を行う。
- （2）市は、「町田市保育所等入所選考基準表」に基づき、保育所の入所選考に係る指数を算定する。
- （3）選考にあたっては、保護者が希望する園の看護師確保等の受入体制等も踏まえる。

9 入所選考結果（内定・保留）の通知

- （1）入所選考の結果が内定となった場合、市は保護者に内定通知を送付する。
- （2）受入れにあたっては、内定した児童の情報及を実施園に送付する。
- （3）受入れは、1年単位で更新手続きを要することを条件として内定とする。
- （4）入所選考の結果が保留となった場合は、保護者に保留通知を送付する。

10 医療的ケアの実施に関する確認書類の作成

- （1）保護者は、主治医に「医療的ケア指示書」（様式は別途指定）の作成を依頼する。
- （2）保護者は、実施園に「医療的ケア指示書」を提出する。
- （3）実施園は、保護者から提出される「医療的ケア指示書」に基づき、保護者と受入れに関する面談（保護者面談）を行う。
- （4）実施園は、「医療的ケア実施計画書（様式 d）」及び「医療的ケア実施マニュアル」「緊急時対応マニュアル」を作成する。
- （5）保護者は、実施園が作成した計画書等を主治医に確認し、実施園は、必要に応じて主治医に助言を求める。
- （6）市は、実施園が行う保護者面談、主治医面談及び町田市民病院面談等により、受入れの安全性を確認した後、「医療的ケア実施通知書（様式 e）」を保護者に送付する。
- （7）保護者は、実施通知書に基づき、「医療的ケア実施承諾書（様式 f）」を市に提出する。

11 町田市民病院等への受診と連携

- （1）主治医が町田市民病院の医師でない場合であっても、入所後の緊急時には、基本的には町田市民病院が受入れ先となる。ただし、主治医が対応可能な場合を除く。

- (2) 町田市民病院が緊急時の受入れ先となる場合に、保護者は主治医に診療情報提供書の作成を依頼する。保護者は事前診察時に診療情報提供書を持参し、「主治医意見書（様式 a）」「医療的ケア指示書」の写しとともに町田市民病院と情報共有する。
- (3) 町田市民病院等は、実施園と連携して緊急体制を整える。
- (4) 実施園は、緊急時の対応等について町田市民病院等と面談を行う。

1 2 主治医面談

実施園は医療的ケアの実施にあたって、保護者の承諾のもとで児童の受診に同行する等により、保育開始に向けて情報を収集する。その際、必要に応じて指示書の内容確認や緊急時の対応等の指導助言を受けるため、主治医との面談を行う。

1 3 入所前健康診断の実施

園の嘱託医は、児童の入所前健康診断を実施する。

1 4 入所の決定

市は、本ガイドラインに基づいて児童の受入れを適切に行うことができる場合には、入所の決定を行い、保育の利用承認通知書を保護者に送付する。

1 5 医療的ケアに必要な物品等の提供

保護者は、保育中の医療的ケアに必要な物品を実施園へ提供する。なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰る。

第3 医療的ケア児の入所後の継続等

1 医療的ケアの継続審査

- (1) 市は、1年度単位で実施する医療的ケアの継続について、児童の健康状態等を勘案し、通所検討会に意見を求める。
- (2) 通所検討会の意見を参考に、引き続き同一の医療的ケアが必要であると認められた場合に、市は継続して保育を実施する。

2 受入れ後における医療的ケアの内容変更

- (1) 受入れ後、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて「医療的ケア実施申込書（様式 b）」に「医療的ケア指示書（変更・解除用）」の写しを添付し提出する。
- (2) 市は、申請書類、児童の健康状態等に基づき、保育所等における集団保育の継続実施について、通所検討会に意見を求める。
- (3) 医療的ケアが終了する場合、保護者は「医療的ケア指示書（変更・解除用）」と「医療的ケア終了届（様式 g）」を提出する。
- (4) 医療的ケアが終了する場合は、(3)の提出書類、児童の健康状態等を確認し、終了後は、通常の保育利用に変更となる。また、通所検討会に報告する。

3 長期欠席

- (1) 保育所等は、恒常的に保育所等での保育が必要な場合に在園することができるため、最長2か月程度の期間において、1日も登園しない月が続いた場合は原則として退園となる。
- (2) 長期欠席の後、復園が可能となった場合は、保育所等における集団保育の再実施について、必要に応じて通所検討会に意見を求める。

第4 実施園での受入れ

1 医療的ケアを必要とする児童の保育

実施園は、医療的ケアを必要とする児童に以下の対応を行う。

- (1) 児童の障がい及び疾病の状況、医療的ケアの実施状況、生活状況を把握する。
- (2) 医療的ケアを安全に実施し、快適で健康に安全に過ごせるように保育の環境を構成する。
- (3) 児童の発達状況を把握し、発達過程と個人差に配慮して集団保育を行う。
- (4) 児童に適切な生活課題や遊びを提供する。
- (5) 登降園時の保護者との引継ぎや定期的な個人面談等により、児童の保護者の気持ちを受け止めて、保護者を支えるよう努める。また、必要があれば相談機関等と連携する。

2 医療的ケアの安全実施体制

- (1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

実施園は、通所検討会等の意見を参考に、「主治医意見書（様式 a）」、「医療的ケア指示書」の内容を確認し、嘱託医の助言を受け、医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、施設長（園長）、保育士、看護師等職員間で共有する。また、医療的ケアの実施に当たっては、施設管理者は、医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築する。医療的ケアの実施状況は、通所検討会の中で報告する。

- (2) 実施園関係者の役割

- (ア) 児童が園内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、施設長（園長）、保育士、看護師等の職員、嘱託医等が連携・協働する。
- (イ) 施設長（園長）は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員育成等を行う。
- (ウ) 保育士は、看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し、集団保育を行い、園での生活の状況を保護者に報告する。
- (エ) 看護師は、保育士及び保護者と連携して児童の健康状態を把握する。また、主治医等の指示書に基づき「医療的ケア実施計画書（様式 d）」「医療的ケア実施マニュアル」「緊急時対応マニュアル」を作成し、保護者の理解及び同意のもと、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者に報告する。
- (オ) 嘱託医は、児童の健康診断を行い、必要に応じて医療的ケアの実施計画とケアの実技について確認を行い、助言、職員への研修及び指導を行う。

- (3) 衛生管理

- (ア) 実施場所については、感染防止が保てるよう環境の整備を行う。

(イ) 児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と申し合わせを行い、衛生的に保管・管理する。

(4) 文書管理

医療的ケアの実施に関する、「医療的ケア実施計画書(様式d)」「医療的ケア実施マニュアル」等の書類は、実施園にて必要期間保管する。

3 緊急時の対応

- (1) 実施園は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力により保育を実施する。また、緊急時には、町田市民病院等との連携を行う。
- (2) 緊急時の対応は、実施園で定めている事故発生時の対応の流れに沿って対応する。
- (3) 実施園は、緊急時の対応についてマニュアルを作成し、保護者への十分な説明により同意を得ておく。
- (4) 体調の急変等の緊急時に際しては、発見者等からの連絡を受けた施設長(園長)の指示のもと、児童の状況を連携先である町田市民病院等及び保護者に連絡し、必要時救急車にて搬送する。緊急対応について、実施園と町田市民病院等及び保護者との情報共有後、保護者が主治医に報告する。

4 職員の研修

医療的ケアが安全かつ適切に実施されるために、市は町田市医師会・町田市民病院等と協力し、保育所等で勤務する看護師・保育士等の知識・技能の向上のための研修を実施する。

併せて、実践的な研修(OJT研修等)の実施や、ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析を行う等の体制整備を行う。また、ヒヤリ・ハット等の事例について、通所検討会への報告を行い、助言を求める。

第5 保護者の了承事項

1 医療的ケアについて

- (1) 主治医を受診し、保育において児童に必要な医療的ケア及び緊急時の対応等も記載した「医療的ケア指示書」を実施園に提出すること。また、実施園は主治医の緊急時対応等に関しての指導・助言が必要な場合に、実施園の担当者が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- (2) 「医療的ケア指示書」の指示期間が終了する場合、保護者は改めて「医療的ケア指示書」を取得し、実施園に提出すること。
- (3) 実施園では、関係法令および主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。

2 ならし期間

児童が新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加すること。期間及び保育時間については、実施園と相談の上定めること。児童の様子や状態によっては、この間の保育時間の短縮や期間が延長・短縮される場合もあること。

3 体調管理及び保育の利用中止等

- (1) 止むを得ない事情により医療行為を行なう看護師等が勤務できない場合には、あらかじめ保護者等に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等に付き添いをお願いすることがあること。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあること。
- (2) 登園前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。
- (3) 発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合、熱がなくても感染の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、実施園が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による児童の引き取りをお願いすること。
- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が一定数以上発症した場合には、園からの情報により、保護者等が保育を利用するかどうかが判断すること。また、実施園の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。
- (5) 実施園が必要と認める時には、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者等の負担となること。

4 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 緊急時には、事前の打ち合わせで取り決めた町田市民病院等を受診すること。そのため、入所前に緊急時の対応を引き受けた町田市民病院等の受診が必要となること。町田市民病院の受診時には、主治医からの診療情報提供書を持参し、「主治医意見書（様式 a）」「医療的ケア指示書」の写しとともに情報共有すること。
- (2) 入所後も必要に応じて緊急体制の見直しを行うため、町田市民病院等を1年に1回受診すること。なお、町田市民病院が緊急時の受入先となる場合、診療情報提供書や「医療的ケア指示書」の写しを提出すること。
- (3) 児童の体調が悪化した等の理由により、実施園が保育の継続が困難と判断した場合には、実施園からの連絡により、利用時間の途中であっても保護者等が児童の引き取りをすること。
- (4) 児童の症状に急変が生じ緊急事態と実施園が判断した場合、その他必要な場合には、町田市民病院等に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に児童を町田市民病院等に搬送し、受診または治療が行われることがあること。その場合、保護者は搬送先の病院に直行すること。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となること。
- (5) 緊急時の処方薬があり、園にも預ける必要があると主治医から指示がある場合は、実施園に提供すること。使用期限等の管理および保管方法は、保護者等の責任の下で行うこと。
- (6) 災害時対策として、保護者等が発災当日に迎えに来られないことがある可能性を想定し、保護者は、3日（72時間）分の薬と食事（栄養剤）の他、必要な物品を実施園に提供すること。

5 退園等

- (1) 児童の病態の変化等により集団保育が困難になった場合は、原則として退園となること。
- (2) 実施園の人員、施設又は設備の状況により、当該実施園での児童の受入れができなくなる場合があること。

6 情報の共有等

- (1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について通所検討会及び事務局で共有すること。また、必要に応じて、保護者同意の上、児童が居住する地区の担当保健師及び担当の相談支援専門員等に意見を求め、通所検討会と共有すること。

- (2) 緊急時の対応のために、市に提出された主治医からの「主治医意見書（様式 a）」「医療的ケア指示書」の内容を町田市民病院等に情報提供すること。
- (3) 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の児童の保護者との間で共有する可能性があること。

7 その他

「第5 保護者の了承事項」の1から6のほか、実施園との間で取り決めた事項を順守すること。

第6 切れ目ない支援に向けて

1 就学先への移行支援

保護者が就学に向けた支援を希望する場合、実施園は児童の健康状態、保育所等での対応などについて、学校職員の見学受入れや就学支援シートなどにより小学校等と共有する。

2 町田市子ども発達センターの役割

- (1) 町田市子ども発達センターは、実施園の求めに応じ、医療的ケア児への対応やクラス運営等への助言を行う。また、保護者と調整の上、サービス利用を適切に案内する。
- (2) 町田市子ども発達センターに配属された医療的ケア児コーディネーターは、以下の支援を行う。
 - (ア) 保育所における医療的ケアの実施に関する保護者の相談に応じる。また、入所相談や医療機関受診等にあたり必要な支援を行う。
 - (イ) 入所にあたり必要な書類・緊急時対応マニュアルの作成や主治医との連携に関し、助言・相談等の必要な支援を実施園に行う。また、実施園が就学先への移行支援を行う際には、児童が就学先で安心して過ごせるように、実施園と就学先とのつなぎ役としてサポートする。

【参考】入所までに使用する主な様式＜ a ～ f ＞

主治医意見書（様式 a）

主治医が児童の健康面や生活する上での配慮事項等について明記。保護者は、主治医に記入を依頼し、写しを市に提出する。

医療的ケア実施申込書（様式 b）

保護者は、市から「医療的ケア実施申込書」について説明を受け、町田市福祉事務所長に申請する。

提出時に主治医意見書（様式 a）を添える。

医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書（様式 c）

医療的ケア児の保育所等への受入れに関する事項について、保護者が同意、署名の上、町田市福祉事務所長に提出する。

医療的ケア実施計画書（様式 d）

実施園は、医療的ケア指示書に基づき作成し、保護者に通知する。

医療的ケア実施通知書（様式 e）

町田市福祉事務所長から保護者に通知する。医療的ケアを安全に実施できる体制整備をして、実施内容を示す。

医療的ケア実施承諾書（様式 f）

保護者は、医療的ケアの実施内容及び体制等の説明を受け、同意の上で町田市福祉事務所長に提出する。

医療的ケア終了届（様式 g）

保護者は、病状の緩解などにより医療的ケアが必要なくなった場合に、町田市福祉事務所長に届け出る。

※ 医療的ケア指示書については、児童の病状や健康状態に合わせて、別途指定する。

医療的ケア実施申込書

1 医療的ケアの実施を申込みする児童

希望保育所名				
申込み児童名	男・女	生年 月日	年	月 日 歳
現住所				
電話番号 (携帯番号)		緊急 連絡先		

2 保育施設で実施の申込みをする医療的ケアの内容及び方法

医療的ケアの内容	保育施設で実施を希望する方法等
人工呼吸器管理	
気管内挿管・気管切開	
鼻咽頭エアウェイ	
酸素吸入	
吸引	
吸入	
中心静脈栄養	
経管（経鼻・胃ろう）	
腸ろう・腸管栄養	
継続する透析	
定期導尿	
人工肛門	
インスリン注射	
その他	

3 医療的ケアに関する主治医の意見書（別紙様式 a）

町田市福祉事務所長 様

上記の医療的ケアについて、保育施設での実施を申し込みます。

年 月 日

保護者署名

「医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書」

①	「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」及び「医療的ケアを必要とするお子さんの保育所利用のためのご案内」をよく読み、理解しました。また、ガイドラインの「第5 保護者の了承事項」の内容を理解し、全て了承します。
②	止むを得ない事情により医療的ケアを行なう看護師等が勤務できない場合には、保護者等が付き添います。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあることを了承します。
③	園内で感染症が一定数以上発症した場合の登園の判断は、保護者等の責任で行います。また、保育所（実施園）の判断で登園を控える場合があることを了承します。
④	保育所（実施園）等が必要と認める場合、保護者等の費用負担で主治医等を受診することを了承します。
⑤	児童の症状に急変が生じ、緊急事態と保育所（実施園）が判断した場合その他必要な場合には、保護者等へ連絡する前に児童を町田市民病院等に搬送し、受診または治療が行われることを了承します。その場合、搬送先の病院に直行します。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担になることを了承します。
⑥	災害時対策として、3日（72時間）分の薬と食事（栄養剤）の他、必要な物品を保育所に提供します。
⑦	児童の病態の変化等により、集団保育が困難になった場合は原則として退園となることを了承します。
⑧	保育所（実施園）の人員、施設又は設備の状況により、当該保育所（実施園）での児童の受入れができなくなる場合があることを了承します。
⑨	保護者から提出された申請内容等を、町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会に設置する通所検討会及び事務局で共有することを了承します。また、必要に応じて、在住地区の担当保健師及び担当の相談支援専門員等に意見を求め、通所検討会で共有することを了承します。
⑩	主治医からの主治医意見書、医療的ケア指示書の内容を町田市民病院等の連携病院に情報提供することを了承します。
⑪	医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要な範囲で、他の児童の保護者との間で共有する場合があることを了承します。
⑫	①～⑪のほか、保育所との間で取り決めた事項を順守します。

町田市福祉事務所長 様

確認事項について、全て同意の上で申込みます。

年 月 日

保護者署名

保護者氏名 様

医療的ケア実施計画書

施設名	
児童名	生年月日： 年 月 日 歳
医療的ケア	
医療的ケアに対する 保護者の意向	
準備物品 (個人用使用)	
実施方法 (医師の指示書、マニュアル等をもとに安全に実施します)	
援助方針	
実施方法	
健康確認	
予想される緊急状態と対応 (緊急搬送が必要)	

作成日 年 月 日 看護師

年 月 日

保護者氏名 様

福祉事務所長

医療的ケア実施通知書

申込みのありました医療的ケアについて、下記のとおり実施します。

実施にあたりまして、下記の留意事項等をご確認いただき、保育施設で園児が安全で楽しい生活がおくれるようご協力をお願いいたします。

記

1 園児名 _____ 性別 男・女 年齢 _____ 歳
生年月日 _____ 年 月 日

2 保育所名

3 実施する医療的ケアの内容

医療的ケアの項目	実施する内容

4 実施期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

5 緊急時の対応

- (1) 緊急事態発生時は、主治医の指示内容を基に、連携する病院に連絡を行い、必要な措置を講じます。同時に保護者等に連絡します。
- (2) 保護者は、常に連絡が取れる体制を整え対応をお願いいたします。

6 留意事項

- (1) 定期的に主治医の診察を受け、結果や指示を保育施設に連絡ください。
- (2) 市の要請に応じて、主治医の意見書、指示書をご提出ください。
- (3) 登園時、児童の健康状態について担任、看護師等に連絡し、当日の医療的ケアの内容について確認し合ってください。
- (4) 医療的ケアの実施に必要な用具、消耗品の点検・補充をお願いします。
- (5) 使用後の物品についてはご家庭に持ち帰り処分をお願いします。
- (6) 保育施設が必要と判断する場合は、対象の児童が出席中、保護者は保育施設に待機し、看護師とともに医療的ケアの実施をお願いします。
- (7) 災害時に備え、3日（72時間）分の薬と食事（栄養剤）の他、必要な物品を実施園に提供してください

年 月 日

福祉事務所長 様

保育所名

園児名

生年月日

性 別 男・女

保護者署名

医療的ケア実施承諾書

医療的ケア実施通知書の内容について承諾しました。

つきましては、上記園児の医療的ケアについて、実施通知書に定められた内容に沿って実施して
くださるよう依頼します。

医療的ケア終了届

このことについて、保育所に通園する児童に対して、保育施設での医療的ケアの実施が必要なくなりましたので、保育施設での医療的ケアを終了することを届け出ます。

1 対象児童

保育施設名			
児童氏名		生年月日	年 月 日 歳
現住所			
電話番号 (携帯番号)			

2 医療的ケアに関する主治医の意見書（別紙）

福祉事務所長 様

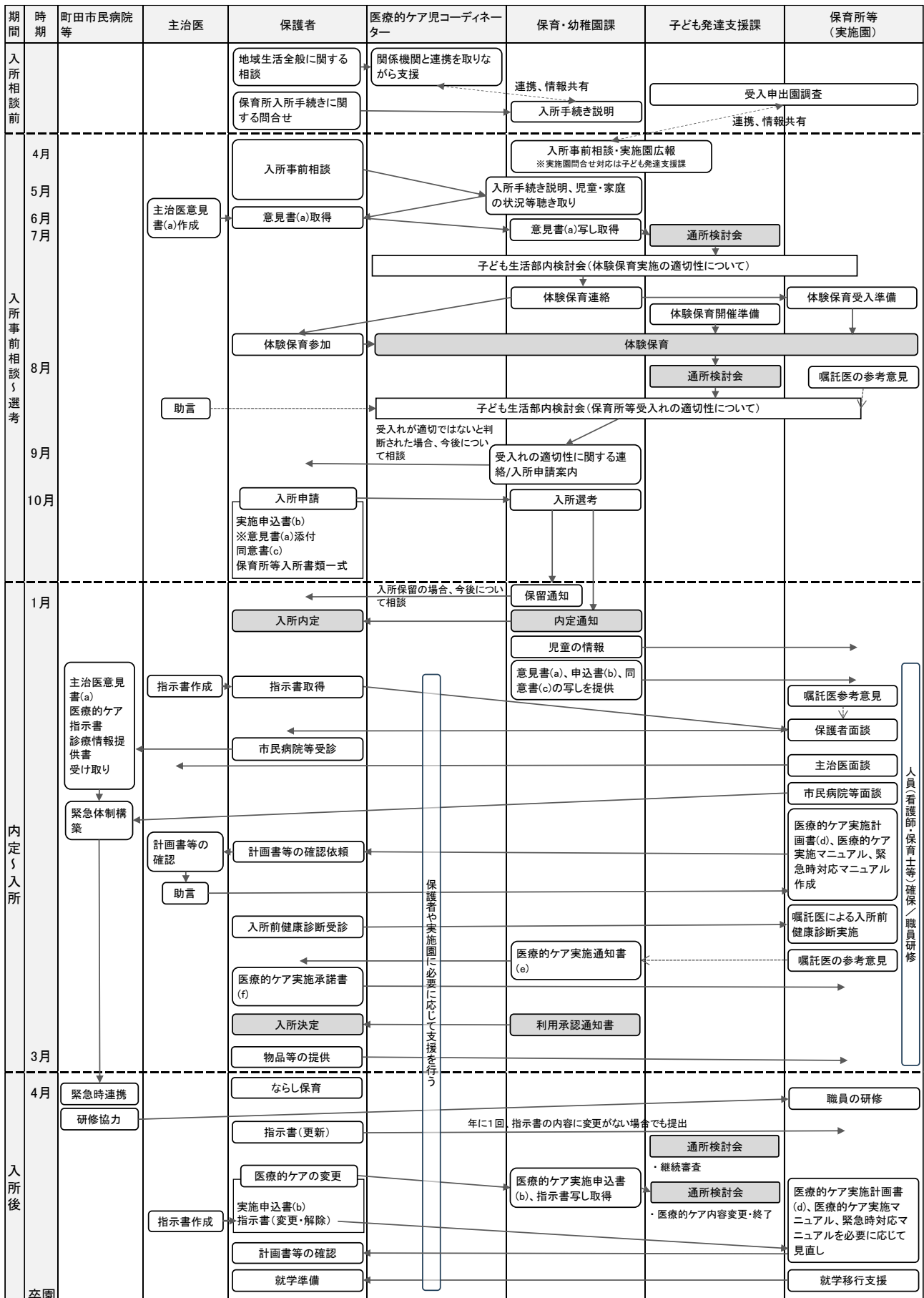
年 月 日

保護者署名 _____

年 月 日

主治医署名 _____

【別紙】医療的ケア児の保育所等受入れ手続きの流れ



医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン

2018年11月発行

2021年 3月改定

2022年 3月改定

2025年 3月改定

発 行：町田市
編 集：子ども生活部子ども発達支援課
〒194-0021
町田市中町2-13-14 子ども発達センター内
042-709-3455（電話）
042-726-0454（FAX）
刊行物番号：
